

関西電力株式会社「(仮称)小樽・赤井川ウィンドファーム事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見について

令和4年8月23日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)小樽・赤井川ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、関西電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道小樽市、余市郡赤井川村及び余市郡余市町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大92,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 5月30日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年 8月 9日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年 8月23日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

関西電力株式会社「(仮称)小樽・赤井川ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

本配慮書では、風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置の可能性がある区域として広く設定することで位置・規模の複数案を設定し、事業実施に伴う騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観等に係る調査、予測及び評価が実施されている。一方で、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の全域が水源かん養保安林となっているほか、想定区域の広い範囲に植生自然度が高い植生の分布情報があり、事業の位置の選定に当たって、これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。このため、複数案からの絞り込み、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の構造・配置及び位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、本意見で指摘した観点及び関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、本事業者が出資する事業者による風力発電所及び他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域の絞り込みや風力発電設備等の配置等を検討すること。また、他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(5)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性のある複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響は、風力発電機の機種または配置によっては影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び上水道等の取水地点、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土

砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、集水域も含めて土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性のある住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔をとること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域の周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領」(平成 28 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ、海ワシ類等の猛禽類の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。こ

のため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたエゾイタヤーシナノキ群落等の植生や、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「松倉岩」、「毛無山展望所」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。